

令和5年度小野市障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針の提供範囲は、小野市の組織及びその事務分掌に関する条例（平成15年小野市条例第21号）に定める組織、会計管理者の補助組織の設置に関する規則（昭和50年小野市規則第13号に定める課、議会、委員会、委員の事務局及び消防本部（以下「適用部署」という。）とする。

3 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標は別表のとおりとする。ただし、別表に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば対象とする。

4 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入及び役務提供等についての情報を収集し、これらの情報を基に、適用部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、市のホームページを通じて、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、すみやかに概要を取りまとめ、市のホームページを通じて公表する。

6 調達方針に関する担当窓口

調達方針の担当窓口は、市民福祉部社会福祉課とする。

別 表

	品 目	具体例	目標額
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙 封筒、ゴム印、書籍など	9 4 千円
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、飲料野 菜、果物など	
	③小物雑貨	衣類、食器類、各種記念品、防 災用具、非常食など	
	④その他の物品	机・テーブル、ロッカー 車いす等上記以外の物品	
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、報告書 冊子、名刺、封筒などの印刷	1, 1 6 5 千円
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など	
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐 車場管理など	
	④情報処理・テー プ起こし	ホームページ作成、データ入 力・集計、テープ起こしなど	
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など	
	⑥その他のサービ ス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装、解 体、筆耕、資源回収など	
合 計			1, 2 5 9 千円